

奈良県教育委員会教育長訓令第四号

事務局一般
県立学校
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月十日から施行する。

平成二十五年一月八日

奈良県教育委員会教育長 富岡 将人

第一条の二第四号中「処理」の下に「及び行政文書の起案、決裁、保存等文書管理に関する事務の処理」を加える。

第十五条の二第一項中「速やかに、」の下に「総務事務システムに受領の登録を行い、又は」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「前条第一項前段」を「前条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により、受信した文書の内容を用紙に出力する場合において、当該文書の内容を電磁的記録として保存する必要があると認めるときは、総務事務システムに受領の登録を行うことができる。

第十六条第一項ただし書中「符せん」を「付箋」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

十 総務事務システムにより施行するもの 総務事務システム施行

第十六条第七項中「符せん」を「付箋」に改める。

第十八条第二項中「符せん」を「付箋」に、「ちよう付」を「貼付」に改める。

第二十五条第四項中「電子メール」の下に「、総務事務システム」を加える。